

お客様各位



サービス貸渡規約一部改定のお知らせ

平素は TOYOTA SHARE をご利用いただき、誠にありがとうございます。

TOYOTA SHARE では、
2023年12月7日より本サービスの利用規約第2条（入会資格）に基づきまして、
本貸渡規約を一部改定いたします。
改定箇所につきましては、以下の新旧対照表をご確認ください。

・2023年12月7日付 TOYOTA SHARE サービス貸渡規約 新旧対照表

条項	新条文	旧条文	変更の趣旨
(約款規約の適用) 第1条	<p>1. トヨタ自動車株式会社(以下「当社」といいます。)は、会員が入会期間中、第19条に定められているカーシェアリング車両に保管されている自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます。)をあらかじめ予約していた時間帯に借り受けることができるサービス(以下「カーシェアリングサービス」といいます。)に入会を希望する法人又は個人との間で、本規約に定めるところにより、カーシェアリングサービスに入会するための契約(以下「入会契約」といいます。)を締結するものとします。また、提携事業者(次項に定義します。)は、入会された法人(以下「法人会員」といいます。)又は個人(以下「個人会員」といいます。法人会員及び個人会員を総称して「会員」といいます。)に対して本規約に従いカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとします。</p> <p>2. 本規約において、「提携事業者」とは、当社とカーシェアリングサービス取扱いに関する契約を締結した会社(当社の承認の下で、当該会社との間でカーシェアリングサービス取扱いに関する契約を締結した会社を含みます。)をいいます。</p> <p>3. 当社及び提携事業者は、ご利用の手引き、マニュアル、貸渡料金、その他遵守事項等に関する定め(以下総称して「取扱説明等」)を当社ホームページ(https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/)又は提携事業者のホームページに掲載することができるものとします。本規約と取扱説明等との間に相違があるときは、本規約が優先して適用されるものとします。なお、当社又は提携事業者が取扱説明等に本規約に定めのない事項を定めた場合、会員は取扱説明等に従うものとし、本規約及び取扱説明等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。</p> <p>4. 本規約は、会員、第8条第4項に定める登録運転者及び第17条に定めるパートナーカーシェア会員に適用されるものとします。</p>	<p>1. トヨタ自動車株式会社(以下「当社」といいます。)は、会員が入会期間中、第19条に定められているカーシェアリング車両に保管されている自動車(以下「カーシェアリング車両」といいます。)をあらかじめ予約していた時間帯に借り受けることができるサービス(以下「カーシェアリングサービス」といいます。)に入会を希望する法人又は個人との間で、この約款に定めるところにより、カーシェアリングサービスに入会するための契約(以下「入会契約」といいます。)を締結するものとします。また、提携事業者(次項に定義します。)は、入会された法人(以下「法人会員」といいます。)又は個人(以下「個人会員」といいます。法人会員及び個人会員を総称して「会員」といいます。)に対してこの約款に従いカーシェアリング車両を貸し渡すものとし、会員はこれを借り受けるものとします。</p> <p>2. この約款において、「提携事業者」とは、当社とカーシェアリングサービス取扱いに関する契約を締結した会社(当社の承認の下で、当該会社との間でカーシェアリングサービス取扱いに関する契約を締結した会社を含みます。)をいいます。</p> <p>3. 当社及び提携事業者は、ご利用の手引き、マニュアル、貸渡料金、その他遵守事項等に関する定め(以下総称して「貸渡規約等」)を当社ホームページ(https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/)又は提携事業者のホームページに掲載することができるものとします。この約款と貸渡規約等との間に相違があるときは、この約款が優先して適用されるものとします。なお、当社又は提携事業者が貸渡規約等にこの約款に定めのない事項を定めた場合、会員は貸渡規約等に従うものとし、この約款及び貸渡規約等に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。</p> <p>4. この約款は、会員、第8条第4項に定める登録運転者及び第17条に定めるパートナーカーシェア会員に適用されるものとします。</p>	表記揺れの修正
(個人情報の利用目的) 第3条	<p>1. 当社は、入会契約及び会員と提携事業者との間の個別の貸渡契約(以下「個別契約」といいます。)の申込み又は締結に伴い受領した会員の個人情報、並びにカーシェアリングサービスの利用に伴い取得する会員の個人情報</p>	<p>1. 当社は、入会契約及び会員と提携事業者との間の個別の貸渡契約(以下「個別契約」といいます。)の申込み又は締結に伴い受領した会員の個人情報、並びにカーシェアリングサービスの利用に伴い取得する会員の個人情報</p>	遠隔操作に関する内容を追加

	<p>(利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ(車外の映像及び位置情報を含む)、車両内の状態に関するデータ(車両内の映像を含む)を含みます。)を、法令の規定に従って次の各号に定める利用目的で利用します。</p> <p>(1)~(9)省略</p> <p>(10)第13条に規定するカーシェアリング車両の遠隔操作実施又は実施検討のため。</p> <p>(11)以上の他、個人情報取得時に明示した目的のため。</p>	<p>(利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ(車外の映像及び位置情報を含む)、車両内の状態に関するデータ(車両内の映像を含む)を含みます。)を、法令の規定に従って次の各号に定める利用目的で利用します。</p> <p>(1)~(9)省略</p> <p>(10)以上の他、個人情報取得時に明示した目的のため。</p>	
<p>(個人情報の第三者提供) 第4条</p>	<p>1. (1)~(2)省略</p> <p>(3)提供先: 会員が利用した有料道路の運営会社、有料駐車場の運営会社、その他有料サービスを提供する会社等(以下「有料道路運営会社等」といいます)。</p> <p>2. (1)~(2)省略</p> <p>(3)提供先: 有料道路運営会社等</p>	<p>1. (1)~(2)省略</p> <p>(3)提供先: 会員が利用した有料道路の運営会社、有料駐車場の運営会社、その他有料サービスを提供する会社等(以下「有料道路運営会社等」という)。</p> <p>2. (1)~(2)省略</p> <p>(3)提供先: 会員が利用した有料道路の運営会社、有料駐車場の運営会社、その他有料サービスを提供する会社等(以下「有料道路運営会社等」という)。</p>	<p>表記揺れの修正</p>
<p>(入会資格) 第7条</p>	<p>入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となれないものとします。</p> <p>(1) 個人会員又は法人登録運転者(第8条第2項にて定義します。)について、カーシェアリング車両の運転に必要な日本で発行された運転免許を有していないとき。</p> <p>(2) 入会申込みの申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。</p> <p>(3) 入会申込みの際にクレジットカードにより決済するものとして申込みを行った場合において、当該クレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。</p> <p>(4) 過去に当社、提携事業者又は他社との間の自動車についてのレンタル契約若しくはカーシェアリングサービスに係る契約において、月額基本料金又は貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。</p> <p>(5) 前号のほか、この本規約、取扱説明等、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) 会員が暴力団、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。</p> <p>(7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となれないものとします。</p> <p>(1) 個人会員又は法人登録運転者(第8条第2項にて定義します。)について、カーシェアリング車両の運転に必要な日本で発行された運転免許を有していないとき。</p> <p>(2) 入会申込みの申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。</p> <p>(3) 入会申込みの際にクレジットカードにより決済するものとして申込みを行った場合において、当該クレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、又は当社が承認したクレジット会社のものでないとき。</p> <p>(4) 過去に当社、提携事業者又は他社との間の自動車についてのレンタル契約若しくはカーシェアリングサービスに係る契約において、月額基本料金又は貸渡料金等の未払いその他の契約違反があるとき。</p> <p>(5) 前号のほか、この約款、貸渡規約等、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(6) 会員が暴力団、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき、又は暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、又は暴力団員等と交流していた事実が判明したとき。</p> <p>(7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>表記揺れの修正</p>
<p>(Web決済) 第9条</p>	<p>1. 会員は、貸渡料金等、及びカーシェアリングサービスの利用に関連して会員が当社に対して負担する債務について、申込システムサイト等を通じて、カーシェアリングサービスの入会契約申込み時に登録したクレジットカード等で決済(以下「Web決済」といいます。)することができます。Web決済によるクレジットカード決済は、クレジットカード会社を通じて、会員と提携事業者間でなされます。</p> <p>2. 会員は、入会契約の申し込み時に、クレジットカード情報(クレジットカードの名義・ブランド・カード番号・有効期限・セキュリティコード・その他クレジットカード会社が求める情報)を正確に入力するものとします。なお、利用できるクレジットカードのブランドは、以下に定めるものに限ります。 VISA、Mastercard、JCB、ダイナースクラブ、アメリカンエクスプレス、トヨタレンタカービジネスメンバーカード(TRBM)</p> <p>3.~6.(省略)</p>	<p>1. 会員は、貸渡料金等について、申込システムサイト等を通じて、カーシェアリングサービスの入会契約申込み時に登録したクレジットカード等で決済(以下「Web決済」といいます。)することができます。Web決済によるクレジットカード決済は、クレジットカード会社を通じて、会員と提携事業者間でなされます。</p> <p>2. 会員は、入会契約の申し込み時に、クレジットカード情報(クレジットカードの名義・ブランド・カード番号・有効期限・セキュリティコード・その他クレジットカード会社が求める情報)を正確に入力するものとします。なお、利用できるクレジットカードのブランドは、以下に定めるものに限ります。</p> <p>3. VISA、Master、JCB、ダイナースクラブ、アメリカンエクスプレス、トヨタレンタカービジネスメンバーカード(TRBM)</p> <p>3.~6.(省略)</p>	<p>駐車違反金等、会員が負担する債務のクレジット決済について明記化</p>
<p>(契約の解除) 第13条</p>	<p>1. 当社及び提携事業者は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、カーシェアリングサービスの利用の停止又は入会契約及び個別契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 会員が本規約第7条各号に定めるところのいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 会員又は登録運転者が第11条の保証違反をし</p>	<p>1. 当社及び提携事業者は、会員又は登録運転者が次の各号のいずれかに違反したときは、何らの通知、催告をすることなく、カーシェアリングサービスの利用の停止又は入会契約及び個別契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 会員がこの約款第7条各号に定めるところのいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) 会員又は登録運転者が第11条の保証違反をした</p>	<p>表記揺れの修正、遠隔操作に関する内容を追加</p>

	<p>たとき。</p> <p>(3) 会員が、第 5 条に定める月額基本料及び第 21 条に定める貸渡料金等その他本規約、入会契約、取扱説明等、個別契約等のカーシェアリングサービスに係る契約に基づく金銭債務(以下「本債務」といいます。)の支払いを 1 回でも遅滞し、又は当該支払を拒否したとき。</p> <p>(4) 会員又は登録運転者が第 28 条各項に定めるところに違反したとき。</p> <p>(5) 会員又は登録運転者が本規約、取扱説明等、その他当社又は提携事業者との契約に違反したとき。</p> <p>(6) 会員が、会員(法人会員については法人登録運転者)の指定したクレジットカードや支払口座の利用を停止されたとき。</p> <p>(7) 会員が差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 会員が破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 会員が解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 会員が自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 会員又は登録運転者が他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、無断延長、車載機器や備品の破損・紛失等を含みますが、これらに限られません。)を行い、又は同乗者をして行わせたと当社又は提携事業者が判断したとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、当社又は提携事業者が必要であると判断したとき(当社又は提携事業者から会員への連絡がつかない場合を含みますが、これに限られません)。</p> <p>2.(省略)</p> <p>3.前項の返還がされない場合又はされる見込みがないと当社又は提携事業者が判断した(当社又は提携事業者から会員への連絡がつかない場合を含みますが、これらに限られません。)場合、当社は、カーシェアリング車両の利用状況を確認したうえで、自動車装着専用データ通信モジュール等を通じて、遠隔操作(エンジンの始動ロック、ドアロックの開錠・エンジンの始動等をいいます。)により、当該カーシェアリング車両を回収することがあり、会員はこれに同意します。当社および提携事業者は、上記遠隔操作により会員、登録運転者又はその他の第三者に生じた損害について、一切賠償いたしません。会員は、上記遠隔操作にあたり、当社又は提携事業者が負担した費用(上記遠隔操作にかかる費用、上記遠隔操作により第三者に対して発生した経済的な損失の補填費用、上記遠隔操作前後の当該カーシェアリング車両の保管等にかかる費用を含みますが、これらに限られません。)を、すべて負担するものとします。</p> <p>4.第一項に基づく利用停止又は解除がなされた場合、会員は、当社又は提携事業者に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社又は提携事業者に対して一括して本債務残額を弁済するものとします。</p>	<p>とき。</p> <p>(3) 会員が、第 5 条に定める月額基本料及び第 21 条に定める貸渡料金等その他この約款、入会契約、貸渡規約等、個別契約等のカーシェアリングサービスに係る契約に基づく金銭債務(以下「本債務」といいます。)の支払いを 1 回でも遅滞し、又は当該支払を拒否したとき。</p> <p>(4) 会員又は登録運転者が第 28 条各項に定めるところに違反したとき。</p> <p>(5) 会員又は登録運転者がこの約款、貸渡規約等、その他当社又は提携事業者との契約に違反したとき。</p> <p>(6) 会員が、会員(法人会員については法人登録運転者)の指定したクレジットカードや支払口座の利用を停止されたとき。</p> <p>(7) 会員が差押・仮差押・仮処分・強制執行又は競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 会員が破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算を申立て、又はこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 会員が解散を決議し、又は任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 会員が自ら振出し、引受を為し、又は保証を行った手形又は小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 会員又は登録運転者が他の会員に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、無断延長、車載機器や備品の破損・紛失等を含みますが、これらに限られません。)を行い、又は同乗者をして行わせたと当社又は提携事業者が判断したとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、当社又は提携事業者が必要であると判断したとき。</p> <p>2.(省略)</p> <p>3.第一項に基づく利用停止又は解除がなされた場合、会員は、当社又は提携事業者に対して負担している本債務の期限の利益を失い、直ちに当社又は提携事業者に対して一括して本債務残額を弁済するものとします。</p>	
<p>(パートナーカーシェア会員特則) 第 17 条</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. パートナーカーシェア会員は、第 8 条の定めにかかわらず、パートナー企業との間でカーシェアリングサービスの利用契約を締結し、かつ、本規約に同意した時点で、本規約の個別契約が成立したものと、本サービスの利用を開始することができるものとします。</p> <p>3. パートナーカーシェア会員とパートナー企業とのカーシェア利用契約が終了し、又は有効に存続しなくなった場合、本規約の個別契約も当然に終了するものとします。</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. パートナーカーシェア会員は、本規約及び取扱説明等により発生するすべての当社債権について、当社がパートナー企業へ譲渡することを異議なく承諾するものとします。また、パートナーカーシェア会員は、当</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. パートナーカーシェア会員は、第 8 条の定めにかかわらず、パートナー企業との間でカーシェアリングサービスの利用契約を締結し、かつ、この約款に同意した時点で、この約款の個別契約が成立したものと、本サービスの利用を開始することができるものとします。</p> <p>3. パートナーカーシェア会員とパートナー企業とのカーシェア利用契約が終了し、又は有効に存続しなくなった場合、この約款の個別契約も当然に終了するものとします。</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. パートナーカーシェア会員は、この約款及び貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社がパートナー企業へ譲渡することを異議なく承諾するものとします。また、パートナーカーシェア会員は、当該譲渡債権に基づきパートナー企業が行う請求について、異議なくパートナー企業</p>	<p>表記揺れの修正</p>

	<p>該譲渡債権に基づきパートナー企業が行う請求について、異議なくパートナー企業へ支払うものとします。</p> <p>6. パートナーカーシェア会員は、パートナー企業が保有するパートナーカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第2章と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報をパートナー企業に提供することについても同意します。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 本規約とパートナー企業が別途定めるパートナーカーシェア利用に関する規約との間に相違があるときは、本規約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>へ支払うものとします。</p> <p>6. パートナーカーシェア会員は、パートナー企業が保有するパートナーカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第50条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報をパートナー企業に提供することについても同意します。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. この約款とパートナー企業が別途定めるパートナーカーシェア利用に関する規約との間に相違があるときは、この約款が優先して適用されるものとします。</p>	
(貸渡料金等) 第21条	<p>1. (省略)</p> <p>2. 貸渡料金については、別途取扱説明等で定めるものとします。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 貸渡料金については、別途貸渡規約等で定めるものとします。</p> <p>3. (省略)</p>	表記揺れの修正
(管理責任) 第26条 第3項	<p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両に設置されている給油カード、充電カード、水素カード(以下「給油カード等」といいます。)がある場合、これを善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。また、会員及び登録運転者は、給油カード等の利用に関して、取扱説明等及び以下の各号の事項を遵守して利用することに同意します。</p> <p>(1)給油カード等は、利用中のカーシェアリング車両の給油のためにのみ使用し、それ以外の目的(利用中のカーシェアリング車両の車両指定の油種と異なる油種の給油、洗車を含みます)に使用しないこと。</p> <p>(2)給油カード等を使用した場合は、別途提携事業者が定める方法に従い、その領収書をカーシェアリング車両内に保管すること。</p> <p>(3)給油カード等を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与等しないこと。</p> <p>(4)給油カード等が紛失し、又は盗難その他の被害を受けた場合は、直ちにコールセンターに連絡すること。</p> <p>4. 前三項の管理責任は、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸渡手続が完了したときより始まり、当該車両の返還手続を完了したときに終了するものとします。</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両に設置されている給油カード、充電カード、水素カード(以下「給油カード等」といいます。)がある場合、これを善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。また、会員及び登録運転者は、給油カード等の利用に関して、貸渡規約等及び以下の各号の事項を遵守して利用することに同意します。</p> <p>(1)給油カード等は、利用中のカーシェアリング車両の給油のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないこと。</p> <p>(2)給油カード等を使用した場合は、別途提携事業者が定める方法に従い、その領収書をカーシェアリング車両内に保管すること。</p> <p>(3)給油カード等を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与等しないこと。</p> <p>(4)給油カード等が紛失し、又は盗難その他の被害を受けた場合は、直ちにコールセンターに連絡すること。</p> <p>4. 会員及び登録運転者は、前項の定め違反した場合には、これにより提携事業者が生じた損害(給油カード等の不正利用に基づき提携事業者が負担した給油代を含みますが、これに限られません。)を賠償するものとします。</p> <p>5. 前四項の管理責任は、個別契約に基づくカーシェアリング車両の貸渡手続が完了したときより始まり、当該車両の返還手続を完了したときに終了するものとします。</p>	不正給油について追加
(禁止行為) 第27条	<p>1～11. 省略</p> <p>12. 給油カード等を、利用中のカーシェアリング車両の給油以外の目的(利用中のカーシェアリング車両の車両指定の油種と異なる油種の給油、洗車を含みます)に使用すること。会員及び登録運転者は、本項に違反した場合には、給油カード等不正使用違約金として、当社及び提携事業者が給油カード等の不正使用であると合理的に判断した金額×300%を提携事業者へ支払うものとします。</p> <p>13. カーステーションにカーシェアリング車両以外の車両、自転車、自動二輪車、原動機付き自転車又はその他の物(以下、「車両・自転車等」といいます。)を置くこと。ただし、提携事業者がカーステーション内にカーシェアリング以外の車両・自転車等を駐車・駐輪することを許可した場合、その許可された範囲の駐車・駐輪については、この限りではありません。なお、提携事業者による駐車・駐輪の許可の有無にかかわらず、カーステーション内に置かれた車両・自転車等の盗難、損傷その他第三者との紛争について、当社及び提携事業者は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>14. 提携事業者との取引に関し、提携事業者の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いること。</p> <p>15. 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて提携事業者の信用をき損し、又は業務を妨害すること。</p> <p>16. その他第18条第1項の借受条件に違反する行為を</p>	<p>1～11. 省略</p> <p>12. カーステーションにカーシェアリング車両以外の車両、自転車、自動二輪車、原動機付き自転車又はその他の物(以下、「車両・自転車等」といいます。)を置くこと。ただし、提携事業者がカーステーション内にカーシェアリング以外の車両・自転車等を駐車・駐輪することを許可した場合、その許可された範囲の駐車・駐輪については、この限りではありません。なお、提携事業者による駐車・駐輪の許可の有無にかかわらず、カーステーション内に置かれた車両・自転車等の盗難、損傷その他第三者との紛争について、当社及び提携事業者は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>13. 提携事業者との取引に関し、提携事業者の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いること。</p> <p>14. 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて提携事業者の信用をき損し、又は業務を妨害すること。</p> <p>15. その他第18条第1項の借受条件に違反する行為を</p>	不正給油について追加

<p>(駐車違反の場合の処置等) 第 28 条</p>	<p>すること。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の場合において警察等から提携事業者に対して駐車違反について連絡があった場合、提携事業者は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を提携事業者所定の場所へ移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時又は提携事業者の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の提携事業者所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとします。また、提携事業者は、会員若しくは登録運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。なお、会員は、当社が定める駐車違反違約金(https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/important/index.html#parking_violation)を第 9 条に定める方法により、提携事業者に対し支払うことに同意します。</p> <p>3.~9.(省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 前項の場合において警察等から提携事業者に対して駐車違反について連絡があった場合、提携事業者は登録運転者に連絡し、速やかにカーシェアリング車両を提携事業者所定の場所へ移動させ、カーシェアリング車両の借受時間満了時又は提携事業者の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して当該違反についての反則金を納付する等の事務手続を行うよう指示すると同時に、警察署等に出頭し、放置駐車違反をした事実及び違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の提携事業者所定の文書(以下「自認書」といいます。)に署名するよう求めるものとし、登録運転者は、これに従うものとします。また、提携事業者は、会員若しくは登録運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。確認できない場合には、当社が定める駐車違反違約金(https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/important/index.html#parking_violation)を提携事業者に対し支払うことに同意します。</p> <p>3.~9.(省略)</p>	<p>駐車違反違約金支払い方法の明記</p>
<p>(賠償責任) 第 29 条</p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両に損傷を与えた場合には、会員又は登録運転者の責めに帰すべき事由によらない損傷を除き、提携事業者に対して料金表に基づき、違反金(修理費用を含むがこれに限らない)及び営業補償としての、ノンオペレーションチャージ(以下、総称して「NOC 等」という。)を支払うものとします。ただし、NOC 等を免除する任意加入の制度に加入する会員については、NOC 等は発生しないものとします(事故時の申告をしない等、提供事業者が悪質であると判断した場合は除きます)。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両に損傷を与えた場合には、提携事業者に対して料金表に基づき、営業補償として、ノンオペレーションチャージを支払うものとします。ただし、会員又は登録運転者の責めに帰すべき事由によらない損傷についてはこの限りではありません</p> <p>2. (省略)</p>	<p>免責保障制度について明記</p>
<p>(ドライブレコーダー) 第 30 条</p>	<p>1. カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受期間中の登録運転者の運転状況及び車両内の状況が記録され、第 3 条で定めるカーシェアリングサービスの利用に伴い取得する会員の個人情報(利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ(車外の映像及び位置情報を含む)、車両内の状態に関するデータ(車両内の映像を含む)を含みます。)を、当社及び提携事業者が、第 3 条 1 項 1 号、3 号、4 号に記載の目的で利用することに、会員及び登録運転者は同意するものとします。</p> <p>2. 提携事業者がカーシェアリング車両について締結する損害保険を提供する各損害保険会社所有のドライブレコーダー(以下、保険会社ドライブレコーダーといいます。)が搭載されている場合があり、借受期間中の登録運転者の運転状況及び車両内の状況が記録され、第 3 条で定めるカーシェアリングサービスの利用に伴い取得する会員の個人情報(利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ(車外の映像及び位置情報を含む)、車両内の状態に関するデータ(車両内の映像を含む)を含みます。)を、事故状況確認等の目的(各損害保険会社の利用目的の詳細は保険会社ドライブレコーダーを所有する各損害保険会社が定める以下規約にてご確認ください。)で利用することに、会員及び登録運転者は、同意するものとします。尚、ご利用のカーシェアリング車両の損害保険を提供する損害保険会社は、申込システムサイトの「車両情報」よりご確認ください。 ※車両情報は保険会社ドライブレコーダー装着車両のみ表示</p> <p>①東京海上日動火災保険株式会社 ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約 (法人・フリート) https://www.dai-ri.com/files/2301%E6%B3%95%E4%BA%AD%E8%A6%8F%E7%B4%84.pdf</p> <p>②三井住友海上火災保険株式会社 『F-ドラ』専用車載器の貸とおよびサービスご利用規約 https://www.ms-</p>	<p>1. 会員及び登録運転者は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況および車両内の状態に関する映像を含むデータが記録されることに同意するものとします。</p> <p>2. 会員及び登録運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社及び提携事業者が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。</p>	<p>損害保険会社所有のドライブレコーダーに関する内容を追加</p>

	<p>ins.com/pdf/business/car/fdora/loan_terms.pdf</p> <p>③あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ささえるNAVI「Lite」利用規約 https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/pdf/kiyaku-aioi.pdf</p> <p>④損害保険ジャパン株式会社 「スマイリングロード」利用規約 https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/pdf/kiyaku-sompo.pdf</p> <p>3. 会員及び登録運転者は、各損害保険会社が、保険会社ドライブレコーダーによって記録された情報を、当社及び提携事業者の求めに応じて当社及び提携事業者に提供することがあり、当社及び提携事業者が当該記録情報を第3条第1項1号、3号、4号に記載の目的で利用することに同意するものとします。</p> <p>4. 会員及び登録運転者は、1項に定めるドライブレコーダーによって記録された情報及び前項に基づき各損害保険会社より提供を受けた保険会社ドライブレコーダーによって記録された情報について、当社及び提携事業者が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。</p>		
(事故処理) 第39条	<p>1. (省略)</p> <p>(1) 事故発生後直ちに電話にて事故の状況等をコールセンターに連絡すること。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>2.～3.(省略)</p>	<p>1.(省略)</p> <p>(1)直ちに事故の状況等をコールセンターに連絡すること。</p> <p>(2)～(3)省略</p> <p>2.～3.(省略)</p>	事故発生時の電話連絡対応について明記
(保険及び補償) 第41条	<p>1. 会員が第29条第2項の損害賠償責任を負うときは、提携事業者がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は提携事業者の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。ただし、任意加入の免責補償制度に加入する会員については、以下に記載する免責額は発生しないものとします。</p> <p>(1)対人補償 1名限度額 無制限(自賠責保険を含む)</p> <p>(2)対物補償 1事故限度額 無制限(免責額5万円)</p> <p>(3)車両補償 1事故限度額 車両時価額まで(免責額5万円)</p> <p>(4)人身傷害補償 1名につき 3000万円まで</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 警察及びコールセンターに届出のない事故、貸渡手続完了後に第13条第1項第1号ないし第5号のいずれかに該当して発生した事故又は第27条第1号ないし第6号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び提携事業者の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4. (省略)</p>	<p>1. 会員が第29条第2項の損害賠償責任を負うときは、提携事業者がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は提携事業者の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。</p> <p>(1) 対人補償 1名限度額 無制限(自賠責保険を含む)</p> <p>(2) 対物補償 1事故限度額 無制限(免責額5万円)</p> <p>(3) 車両補償 1事故限度額 車両時価額まで(免責額5万円)</p> <p>(4) 人身傷害補償 1名につき 3000万円まで</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 警察及びコールセンターに届出のない事故、貸渡手続完了後に第13条第1項第1号ないし第5号のいずれかに該当して発生した事故又は第27条第1号ないし第6号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他この約款に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び提携事業者の補償制度による損害でん補が受けられないことがあることを会員は異議なく承諾します。</p> <p>4. (省略)</p>	免責保障制度について明記
(消費税) 第44条	<p>会員は、本規約又は個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含みます。)を別途債権者である当社又は提携事業者に対して支払うものとします。</p>	<p>会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含みます。)を別途債権者である当社又は提携事業者に対して支払うものとします。</p>	表記の揺れ修正
(遅延損害金) 第45条	<p>会員は、本規約又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、債権者である当社又は提携事業者に対し年率14.6%の割合(1年を365日とする日割計算による。)による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>会員は、この約款又は個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、債権者である当社又は提携事業者に対し年率14.6%の割合(1年を365日とする日割計算による。)による遅延損害金を支払うものとします。</p>	表記の揺れ修正
(免責) 第46条	<p>会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カーシェアリングサービスの全部又は一部を利用することができないことを理解・承知し、それにより会員又は第三者が被った損害・損失等に対して、それが当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社に対していかなる請求も行わないものとします。</p> <p>(1)会員が入力した情報の内容に誤りがある場合</p> <p>(2)アプリがアプリ対応端末に正しくインストールされていない場合、又は、故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、若しくはアプリ対応端末上、アプリの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3)アプリやアプリ対応端末の説明書等に記載されている</p>	<p>会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カーシェアリングサービスの全部又は一部を利用することができないことを理解・承知し、それにより会員又は第三者が被った損害・損失等に対して、それが当社の故意又は重過失により生じた場合を除き、当社に対していかなる請求も行わないものとします。</p> <p>(1) 会員が入力した情報の内容に誤りがある場合</p> <p>(2) アプリがアプリ対応端末に正しくインストールされていない場合、又は、故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、若しくはアプリ対応端末上、アプリの利用に障害となるような機能設定をしている場合</p> <p>(3) アプリやアプリ対応端末の取扱説明書等に記載されて</p>	表記の揺れ修正

	<p>事項を順守しなかった場合</p> <p>(4)アプリ対応端末の電池切れ等、端末に電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5)アプリ対応端末の電源が入っていない場合</p> <p>(6)アプリ対応端末が携帯電話回線等に接続されていない場合</p> <p>(7)アプリ対応端末が推奨されている機種や OS バージョンではない場合</p> <p>(8)アプリ対応端末の Bluetooth 設定が ON になっていない場合</p> <p>(9)アプリ対応端末がミュート状態、又は音量設定が 50%未満である場合</p>	<p>いる事項を順守しなかった場合</p> <p>(4) アプリ対応端末の電池切れ等、端末に電力が正常に供給されていない場合</p> <p>(5) アプリ対応端末の電源が入っていない場合</p> <p>(6) アプリ対応端末が携帯電話回線等に接続されていない場合</p> <p>(7) アプリ対応端末が推奨されている機種や OS バージョンではない場合</p> <p>(8) アプリ対応端末の Bluetooth 設定が ON になっていない場合</p> <p>(9) アプリ対応端末がミュート状態、又は音量設定が 50%未満である場合</p>	
<p>(約款の変更等)</p> <p>第 48 条</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社及び提携事業者は、カーシェアリングサービスの実施に関し取扱説明等を定めることができるものとし、会員は、この細則を遵守するものとします。 2. 当社及び提携事業者は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約及び細則の内容を変更することができるものとします。 3. 当社は、本規約又は取扱説明等を変更する場合には、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法により、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員がカーシェアリングサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録抹消の手続きをとらなかった場合には、会員は、本規約の変更同意したものとみなします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社及び提携事業者は、カーシェアリングサービスの実施に関し貸渡規約等を定めることができるものとし、会員は、この細則を遵守するものとします。 2. 当社及び提携事業者は、会員の事前の承諾を得ることなく、この約款及び細則の内容を変更することができるものとします。 3. 当社は、この約款又は貸渡規約等を変更する場合には、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法により、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員がカーシェアリングサービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録抹消の手続きをとらなかった場合には、会員は、この約款の変更に同意したものとみなします。 	<p>表記のゆれ修正</p>
<p>(カーシェアリングサービス利用契約上の地位の譲渡等)</p> <p>第 50 条</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、カーシェアリングサービス利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。 2. 当社又は提携事業者はカーシェアリングサービスにかかる事業を他社に譲渡した場合(事業が移転するあらゆる場合を含みます)には、当該事業譲渡に伴いカーシェアリングサービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき予め同意するものとします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、カーシェアリングサービス利用契約上の地位又はこの約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。 2. 当社又は提携事業者はカーシェアリングサービスにかかる事業を他社に譲渡した場合(事業が移転するあらゆる場合を含みます)には、当該事業譲渡に伴いカーシェアリングサービス利用契約上の地位、この約款に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき予め同意するものとします。 	<p>表記のゆれ修正</p>
<p>(管轄裁判所)</p> <p>第 52 条</p>	<p>本規約又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、紛争の相手方である当社又は提携事業者の本店、支店若しくは営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。</p>	<p>この約款又は個別契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、紛争の相手方である当社又は提携事業者の本店、支店若しくは営業所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。</p>	<p>表記のゆれ修正</p>

以上